

前科に関わる情報を SNS から削除することを求めた事例

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第二小法廷
【裁判年月日】 令和 4 年 6 月 24 日
【事 件 番 号】 令和 2 年（受）第 1442 号
【事 件 名】 投稿記事削除請求事件
【裁 判 結 果】 原判決破棄・控訴棄却
【参 照 法 令】 民法 2 条・198 条・199 条
【掲 載 誌】 裁時 1794 号 48 頁、裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25572215

関西大学准教授 水谷瑛嗣郎

事実の概要

被告である Y は、「ツイート」と呼ばれる 140 字以内のメッセージ等を投稿することができる SNS「ツイッター」を運営している。この SNS にはメッセージの投稿・閲覧機能の他、ツイートに対する検索機能が備わっている。原告である X は、平成 24 年 4 月に、旅館の女湯脱衣所に侵入したことで、建造物侵入の罪に問われた。その後、逮捕、起訴され、仙台簡易裁判所において 10 万円の罰金刑に処されていた（罰金は納付済み）。X の逮捕当日、逮捕事実に関する複数の記事が実名入りで報道機関のウェブサイトに掲載され、ツイッター上で複数のアカウントも、本件で問題となる各ツイートをを行った。「本件各ツイートは、いずれも上記の報道記事の一部を転載して本件事実を摘示するものであり、そのうちの一つを除き、その転載された報道記事のウェブページへのリンクが設定されたものであった」。ただし、報道機関のウェブサイト上では、すでに当該記事は削除された状態である。

そこで X は、Y に対し、前科等を公表されない利益及び社会生活の平穏を害されない利益を侵害されているとして、妨害排除請求権に基づいて本件各ツイートの削除を求め、東京地裁に提訴した。一審（東京地判令 1・10・11 判時 2462 号 17 頁）は、ツイッターは「現代社会におけるインターネット上の情報流通において重要な役割を果たしている」としつつも、「表現行為という側面は認められない」うえ、「インターネットを利用する者にとって必要不可欠な情報流通の基盤となっている

とまではいえない」とし、Google 検索結果削除決定（最決平 29・1・31 民集 71 卷 1 号 63 頁、以下平成 29 年決定）における基準と区別し、比較衡量において「当該事実を公表されない法的利益が優越する場合」に削除請求が認められるとし、「明らか」要件を付与せずに判断を行った。その結果、X の請求は認容されることとなり、これを不服とした被告の Y が控訴した。続く控訴審（東京高判令 2・6・29 判時 2462 号 14 頁）で東京高裁は、ツイッターを「その検索機能と併せて、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている」と位置づけ、比較衡量における前記「明らか」要件を復活させ、X の請求を全部棄却した。そこで X は最高裁へ上告を行い、これが受理された。

判決の要旨**1 個人のプライバシーに関する利益と
侵害行為の差し止めについて**

最高裁は、まず個人のプライバシーに関し、当該「事実をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となるというべき」としながら、「人格的価値を侵害された者は、人格権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差し止めを求めることができる」と判示した。

2 ツイッターの機能と比較衡量基準

続いて、ツイッターの機能について、「その利用者に対し、情報発信の場やツイートの中から必要な情報を入手する手段を提供するなどしてい

る」と評価し、ツイッターに対し、ツイートの削除を求めることができるかは、「本件事実の性質及び内容、本件各ツイートによって本件事実が伝達される範囲とXが被る具体的被害の程度、Xの社会的地位や影響力、本件各ツイートの目的や意義、本件各ツイートがされた時の社会的状況とその後の変化など、Xの本件事実を公表されない法的利益と本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもの」とし、当該「事実を公表されない法的利益が本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に優越する場合に」削除請求が認められるとした。なお控訴審で説かれた「明らか」要件の付与の必要性については「ツイッターの利用者に提供しているサービスの内容やツイッターの利用の実態等を考慮しても、そのように解することはできない」と判示した。

3 本件事案へのあてはめ

そのうえで、本件事実をXのプライバシーに関する事実としたうえで、上記比較衡量への事案のあてはめとして、(1) 本件事実が、「軽微とはいえない犯罪事実に関するもの」であり、「本件各ツイートがされた時点においては、公共の利害に関する事実であった」としながらも、Xの「逮捕から原審の口頭弁論終結時まで約8年が経過し、上告人が受けた刑の言渡しはその効力を失って」いる、「本件各ツイートに転載された報道記事も既に削除されている」ことなどからすれば、「本件事実の公共の利害との関わりは小さくなってきている」ことを指摘する。(2) 加えて、各ツイートがXの逮捕当日になされ「140文字という字数制限の下で、上記報道記事の一部を転載して本件事実を摘示したもの」であり、ツイッター利用者に対する「速報」目的で「長期間にわたって閲覧され続けることを想定してされたものであるとは認め難い」とされた。(3) そして、各ツイートは、特に注目を集めているわけではないが、Xの氏名で「ツイートを検索すると検索結果として本件各ツイートが表示される」ため、当該事実を知らないXと面識あるものに、「事実が伝達される可能性が小さいとはいえない」とする。(4) 最後に、Xは「公的立場にある者ではない」。

以上の諸事情に照らし、Xの当該「事実を公表されない法的利益が本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に優越するものと認めるのが相

当である」として、XからYへの削除を求めることができると判示された。

4 草野裁判官による補足意見

補足意見は各ツイートを「社会的出来事に対する報道に関するものであると評価」したうえで、その「報道の保全価値」に言及しつつ、「犯罪者が政治家等の公的立場にある者である場合は格別」と付言しながら、「犯罪者の氏名等は、原則として、犯罪事件の社会的意義に影響を与える情報ではない」と断じている。

そこで、「報道の保全価値とは異なる独自の効用」について、「実名報道の制裁的機能」、「実名報道の社会防衛機能」、「実名報道の外的選好機能」という3点を検討したうえで、「上記情報を公表されない法的利益が上記部分を一般の閲覧に供し続ける理由に優越すると直ちに結論付けることができる」としている。

判例の解説

一 グーグル決定、下級審との差異

本判決は、実名での前科事実に関する投稿の削除を、SNSに請求することができるかというものであり、以前に最高裁が下した検索エンジンの検索結果削除請求に関する平成29年決定との比較という点で重要な意義を有する。特に平成29年決定が採用した「明らか」要件が本件でも付与されるのどうかという点に関し、本件第一審及び控訴審の間で判断が分かれていたため、最高裁がどのような判断を示すかが注目された。

まず基本となる平成29年決定ではプラットフォームの性質について①「表現行為としての側面を有する」という点と②「インターネット上の情報流通の基盤」という点が示された。これら2つの性質が、「明らか」要件の付与と結びつけることは確実であるが、①の要素と②の要素の関係性は不明瞭であった。本件は、この2つの関係性及び「明らか」要件との結びつきについて一定の展望を示している。

ここで平成29年決定、本件第一審から上告審までを整理すると下表のようになる。見ての通り、本件控訴審及び本判決においては、①が言及されず、②のみ言及されている。この点について解釈の余地はいくつかあり得るが、のちの「明らか」要件の有無との関連でいえば、最高裁は①と②を

別個に独立した性質と位置づけ、①についてはさほど重要な要素ではなく、②こそが本質的要素であると考えている可能性が高い。なぜなら第1に、本判決において最高裁が①について検索エンジンに比してSNSはそうした側面を有さないと考えている余地もないわけではないが、検索エンジンにせよ、SNSにせよ、単なる情報流通の導管的役割にとどまらず、アルゴリズムの介在による表示結果の操作等を行っていることは、現代においては明らか¹⁾であり、最高裁がそうした点を見逃したとは考えにくい。第2に、仮にSNS（の検索）による表示が表現行為としての側面を有さないのであれば、それは導管的性質に接近することとなり、通信事業者等のように、憲法が保障する表現の自由の保障をそもそも受けず、同時にその表現によって生じた法的責任からも免れることが筋であるように考えられる²⁾。つまり①の性質は、あくまで当該プラットフォームが表現の自由の利益を一定程度は有し、同時にその行為の結果によって生じた損害に対しても法的責任を負うべきであるということを示したものにすぎなかった可能性がある。それゆえ、①についてはプラットフォームには当然その性質が存在するというので、わざわざ言及する必要がなくなったと見るべきであろう。

以上のように考えるならば、②の性質、すなわち「基盤」的機能を有するか否かが、「明らか」要件の付与の判断にとって重要な位置づけを占めていることになる。もっとも上記のように考えたとしても、プラットフォームのどのような要素で、この「基盤」的機能の有無が決められているのかという点について、本判決でも説明はされておらず、不明確さが残り続けている。一応、筆者なりにこの区別を正当化するとするならば、検索エン

ジンとSNSというメディアとしての機能的差異によって説明可能である。検索エンジンは、平成29年決定でも言及される通り、「インターネット上のウェブサイトに掲載されている情報を網羅的に収集してその複製を保存」したうえで、インデックス化し、利用者に検索サービスを提供しており、ダークウェブなどの一部領域を除き、広範にウェブサイトへのアクセスを可能とするメディアである³⁾。他方、SNSは、あくまでその運営企業が提供している「場」に発信された情報のみにアクセス可能・検索可能であるにすぎず、その範囲は限定されている。つまり、前者の方が後者よりも相対的に情報インフラストラクチャーとしての性質を強く有することになる⁴⁾。このような「基盤」的＝インフラストラクチャー的性質を有するプラットフォームからユーザーが反射的に得ている情報発信及び受領の利益は非常に大きく、必然的に削除は慎重に行われるべきであるため、「明らか」要件が設定されたと考えられる。

もっとも本判決の結論は当該ツイートの削除を認めるものであったが、この「明らか」要件自体の有無が、本判決の結論において決定的な役割を果たしたのかははっきりしない。平成29年決定の事案と本件を比較してみると、例えば法定刑の重さについては児童買春の罪（5年以下の懲役又は300万円以下の罰金）と建造物侵入の罪（3年以下の懲役又は10万円以下の罰金）となっており、実際に下された罰金の金額も平成29年決定は50万円⁵⁾に対し本件は10万円⁶⁾である。これに加えて逮捕からの経過年数の差といった諸点で見ても、本件の場合の「公表されない法的利益」が平成29年決定事案のそれよりも重くなり得るだろう。一方、本件控訴審が、Twitterに「基盤」的性質を認め、「明らか」要件を付与したうえで、比較衡量の結果として削除を認めていないことをも考慮に入れるならば、やはり「明らか」要件の喪失が本判決の結論を導いたと評価することもできないのではないだろう。

こうした情報流通の自由の利益と名誉やプライバシーの利益が衝突する際の判断手法として、個別の事案の文脈を考慮する総合考慮型審査が採用されることはやむを得ない部分はあるものの、今後は各考慮要素の更なる緻密化が一層求められることになる。

	①表現 行為性	②機能	「明らか」 要件
平成29年決定	あり	インターネット上の 情報流通の基盤とし ての大きな役割	あり
本件第一審	なし	インターネット上の 情報流通における重 要な役割	なし
本件控訴審	言及なし	インターネット上の 情報流通の基盤とし ての大きな役割	あり
本件上告審	言及なし	情報発信の場及び情 報入手手段の提供	なし

二 草野補足意見について

本判決には、草野耕一裁判官による補足意見が付与されている。同意見では、「公表されない利益」と「一般に閲覧に供し続ける理由」に関する比較衡量について、「本事件に則して、……仔細に行ってみたいと思う」と述べられており、一見すると法廷意見と同じ枠組みに乗ったうえで、その考慮要素の精緻化を試みたもののようにも見受けられるが、その前提について若干の注意を要する。近時の夫婦同氏制についての最高裁決定⁷⁾における草野反対意見に関して、草野が法と経済学、ひいては「数理法務」に精通していること⁸⁾を指摘したうえで、同反対意見が不明確に過ぎる総合考慮型審査に対して、より反証可能性が高い枠組みとして「福利の比較衡量を基調とする修正された利益衡量論」の採用を主張した「方法論的問題提起」であったと分析するものがある⁹⁾。本判決の補足意見が提示した実名報道による3つの効用（「制裁的機能」、「社会防衛機能」、「外的選好機能」¹⁰⁾）を踏まえた比較衡量もまた、上記のような視座から検討されている可能性があることは、（その是非はさておき）踏まえておく必要があるだろう。

三 犯罪報道の実名制の意義について

最後に、犯罪報道における実名制の意義について、筆者が専門とする憲法学の視点から補足をしておきたい。報道機関の報道は、民主政社会の維持と発展に資するために「国民の『知る権利』に奉仕する」ものと位置づけられ、取材の自由については「十分尊重に値する」との判例上の評価を受けてきた¹¹⁾ことは周知の事柄である。この点¹²⁾から、実名報道を維持する意義を検討するならば、第1に、報道機関には権力監視機能が憲法上期待される。犯罪者の実名報道もまた、政治家や高級官僚、大企業の関係者に加えて、刑事司法権力の腐敗を監視するために必要となる。第2に、報道価値判断に基づいて事実を伝達する機能もまた、偽／誤情報が増える現代において、ますます重要な存在となる。昨今、あおり運転に同席していた「ガラケー女」が匿名で報じられたことで、まったく無関係な女性がネット上で「特定」され、いわれなき誹謗中傷を受けた一件は記憶に新しいはずである。

むしろ永続的にウェブ上にスティグマを残置す

ることを正当化し得ないことはいうまでもないが、今後、SNS上の報道記事に関する投稿の削除請求への考慮においては、以上のような報道の機能的利益も含めて検討されることが望ましい。

●——注

- 1) 例えば、Twitterの検索機能の場合、「最新」タブの場合は時系列順で検索結果が表示されるが、トップツイートについては検索アルゴリズムが検索内容との関連性の高いと判断したものが表示される。（Twitterヘルプセンター「検索結果についてのよくある質問」at <https://help.twitter.com/ja/using-twitter/top-search-results-faqs>（2022年11月8日閲覧、以下すべて同じ））
- 2) 山口いつ子「インターネットにおける表現の自由」松井茂記＝鈴木秀美＝山口いつ子編『インターネット法』（有斐閣、2015年）31頁参照。
なお本稿①の性質について、プラットフォームの導管的性質の否定という筆者の理解と異なるものとして、①の性質を検索機能に限定して言及したものと捉え、SNSをホスティングサービスとしての側面と検索機能の側面を区別した上で、後者のみ①の性質を有するとの指摘が挙げられる（商事法務研究会「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会取りまとめ」（令和4年5月）7～8頁参照）。
- 3) もっとも、インターネット空間の情報量が膨大であり、その一方で、検索結果として画面上に表示されるものは、設定にもよるが部分的なものにすぎず、本当の意味ですべての情報にアクセス可能となっているわけではないという点には注意が必要である。
- 4) 山本龍彦「思想が競争できる環境を 政治とコミュニケーション」日本経済新聞（2021年2月8日）at <https://www.nikkei.com/article/DGXXKZ068858190V00C21A2KE8000/>
- 5) さいたま地決平27・6・25判時2282号83頁。
- 6) 東京地判令1・10・11判時2462号17頁。
- 7) 最大決令3・6・23集民266号1頁。
- 8) 草野耕一『数理法務のすすめ』（有斐閣、2016年）を参照。
- 9) 小川亮「夫婦同氏制合憲決定における草野反対意見を読む」憲法研究10号（2022年）284～286頁。
- 10) 補足意見が提示している「隣の不幸は蜜の味」という人間の心性については、神経経済学の研究でその脳内基盤の存在が報告されている。See, Takahashi H, Kato M, Matsuura M, Mobbs D, Suhara T, Okubo Y, When Your Gain is my Pain and Your Pain is my Gain: Neural Correlates of Envy and Schadenfreude, Science (2009) 323: 937-939.
- 11) 最大決昭44・11・26刑集23巻11号1490頁。
- 12) 水谷瑛嗣郎「マス・メディアの自由と特権」山本龍彦＝横大道聡編著『憲法学の現在地』（日本評論社、2020年）191頁以下を参照。